

「申2号『車掌の要員適正配置と、運輸職場における運転士から車掌への 部内運用中止を求める緊急申し入れ』に関する確認メモ」締結！

申2号「車掌の要員適正配置と、運輸職場における運転士から車掌への
部内運用中止を求める緊急申し入れ」に関する確認メモ

車掌の要員については、ダイヤ改正時での効率的な行路作成や他区所への業務移管をはじめとした業務量調整、更には車掌養成数の調整や人事異動等を行ってきたが、年間の一部の期間において鶴見線営業所と熱海運輸区において、現在員が業務量を下回ったことから、会社としては一時的かつ限定的に運転士職への車掌運用を計画した。

申2号団体交渉では、組合は、要員不足のための兼務は認められない。安全上の問題が対立している中で兼務は行うべきではないと主張した。会社は、車掌職の逼迫する需給を踏まえ、運転士職の車掌運用が必要であること、労働協約の定めにより運転士職の車掌運用は可能とし、労使の議論は対立した。労使は、対立した事項の認識を一致させるために精力的に議論は行ってきたところである。会社は、実効性のある運転士職の車掌運用を行うためには判断の時期にあることから、対立した論点については引き続き議論を行うこととしたうえで、上記箇所において運転士職への車掌運用を実施する判断をした。

なお、申2号の議論を経て、明確にした事項は以下の通りであり、対立する課題解決に向け引き続き労使議論を行うこととする。

【合意に達した事項】

1. 36協定の交渉において職場実態等を踏まえた要員配置の考え方についての議論を行う。
2. 今回の運転士職への車掌運用をもって「混み運用」は考えていない。

【組合要求に対して対立している事項】

1. 要員不足を理由とした運転士職の車掌運用は認められず、そのことを労働協約に盛り込むべきである。
2. 安全上の観点から運転士職の車掌運用は認めることはできない。また、同様の観点からマイプロジェクトや委員会活動を一時中止するべきである。
3. 系統別のプロを作るということについては認識が一致出来たものの、その道筋については議論が必要である。また、運転士職の車掌運用をすることはライフサイクル深度化の制度の主旨を逸脱するものであり中止を求める。
4. 鶴見線営業所の運転士指導担当による車掌行路への乗務は、安全上かつコンプライアンス上問題があり、ただちにやめるべきである。

平成 28 年 10 月 13 日

東日本旅客鉄道株式会社
人事部担当部長 雨 宮 慎 吾



東日本旅客鉄道労働組合
企画組織部長 串 田 弘 史



「一方実施」を断じて許さず、17春闘、今後のたたかいに総決起を！